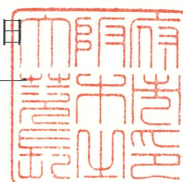


公共施設天井改修発注方針検討ほか業務委託  
プロポーザル公告について

公共施設天井改修発注方針検討ほか業務委託の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和6年4月9日  
茨木市長 福岡 洋



1 業務概要

- (1) 業務名 公共施設天井改修発注方針検討ほか業務委託
- (2) 業務の目的 公共施設における地震発生時の減災対策の推進のため、劇場型ホールに設置されている特定天井について、発注方針案の作成等により、次年度以降の改修事業を適切かつ円滑に実施するため。
- (3) 業務内容 ① 発注方針案の作成等  
改修方針に基づいた最適な発注方針案の作成等  
② 発注業務の支援  
発注までの過程で必要となる資料作成等の業務の支援  
※なお、①を踏まえ市が採用する発注方針の内容によっては、契約変更の上、②を実施しないことがある。
- (4) 業務期間 契約締結日から令和7年2月28日（金）まで  
（※上記2(2)②を実施しない場合は、令和6年12月27日（金）まで）

2 当該業務の上限額

- (1) 上記1(3)に示す①及び②を実施する場合の上限額（総額）  
13,200,000円（税込）
- (2) 上記1(3)に示す①のみ実施し②を実施しない場合の上限額  
6,600,000円（税込）
- (3) 提案額（参考見積額）が、上記(1)(2)の各上限額を超過した場合は、失格とする。また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、各場合の上限額以下でそれぞれ設定するものとする。



### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 市の物品等、建設工事、測量、建設コンサルタントその他の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 茨木市暴力団排除条例（平成24年9月27日茨木市条例第31号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (5) 契約日基準で令和元年度から令和5年度までの過去5年間において、本業務と同種の業務の履行実績があること。  
なお、同種の業務とは、官公庁が行う公共建築物の整備事業（改修工事を含む）における発注支援業務をいう。
- (6) 業務を担当する技術者（監理技術者を含む）のうち1名以上は、建築士法による一級建築士の資格を有するものを配置すること。

### 4 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質疑書兼回答書」（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで市民文化部文化振興課あてに送信すること。

提出期限：令和6年4月19日（金）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市市民文化部文化振興課

E-mail：bunkashinkou@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市ホームページ 文化振興課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/bunka/menu/osirase/63863.html>



## 5 参加申込及び資格審査

### (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

#### ア 必要書類

(ア) 業務実績調書（様式3号）

(イ) 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市市民文化部文化振興課（茨木市役所南館8階）

ウ 提出期限：令和6年4月24日（水）

エ 提出方法：持参に限る（受付は土日、祝日を除く午後5時まで）

### (2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果は「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により、令和6年4月26日（金）までに参加希望者に通知するものとする。

### (3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退届」（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに文化振興課へ提出すること。

## 6 問い合わせ先

茨木市市民文化部文化振興課 担当 天野・山上  
567-8505

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

TEL：072-620-1810（直通）

FAX：072-622-7202

E-mail：bunkashinkou@city.ibaraki.lg.jp